

# 重要事項説明書

## 1、事業者概要

事業者名	医療法人 牧山医院
開設年月日	昭和 48年 3月
代表者名	理事長 牧山隆雄
所在地	長崎県大村市宮小路2丁目1408番地

## 2、施設の概要

事業所名	医療法人牧山医院 グループホーム 虹
所在地	長崎県大村市黒丸町1653-1
電話番号	0957-55-6712・13 FAX 0957-55-6663
開設年月	H16年1月1日
介護保険指定番号	4270500764

### 【運営理念】

母体が診療所という安心感の下、地域の中で私らしく生きる。

### 【事業の目的】

本事業は認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで食事・入浴・排泄等の世話および日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳、やすらぎの中で利用者が有する能力に応じた生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。

### 【運営方針】

事業所の事業者は要介護者の心身の特性を踏まえて、残存能力に応じた生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

### 【職員体制】

代表者	理事長 牧山隆雄
管理者	渡海 かすみ (常勤・介護員と兼務)
計画担当者	坂口 ひとみ (非常勤・介護員と兼務)
介護従事者	4名以上

### 【利用定員】

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用定員は1階9名・2階9名、計18名とする。

ただし、非常災害、その他のやむ得ない事情がある場合は限りでない。

## 【勤務時間】

日1	12:30～17:00	日2	8:00～17:30
日3	8:30～17:00	日4	8:30～17:00
日5	8:30～13:00	日6	9:30～18:00
日7	8:30～12:30	日8	13:30～18:00
早1	7:30～16:00	遅1	9:30～18:00
日9	8:00～12:30		

※日1～日9・早1・遅1の勤務時間は虹1階非常勤用

日1	8:00～13:00	日2	9:00～14:00
日3	12:00～17:00	日4	10:00～17:00

※日1～日4の勤務時間は虹2階非常勤用

日勤	8:30～18:00	早出	7:30～17:00
遅出	9:30～19:00	夜勤	17:00～10:00

※日勤・早出・遅出・夜勤は1・2階常勤用

## 【サービスおよび利用料等】

サービスの内容について

1. 指定（介護予防）認知症対応型生活介護計画に沿って、食事・排泄・入浴（清拭）更衣等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理相談、援助等行います。
2. 利用者の残存機能の活用に努め、共同作業を通じて日常の生活が送れるよう支援します。
3. 利用者又は家族との信頼関係に努め、サービス提供に当たり方法等について説明を行います。
4. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為を行いません。
5. 行政機関に対する手続き等について、利用者又は家族が行うことが困難である場合は、同意を得て代行を行います。

## 利用料について

### (1) 入居者個人負担額 (1日分)

要介護区分	介護報酬自己負担 (改定により変動あり)	食材費	居室料 (1ヶ月)	
要支援 2	749円	1,100円	1号室	30,000円
要介護 1	753円		2・3・8号室	28,000円
要介護 2	788円		5号室	33,000円
要介護 3	812円		6号室・7号室	27,000円
要介護 4	828円		10号室	25,000円
要介護 5	845円		11号室	31,000円

\*居室料は1階・2階とも同額です

## その他の料金

- ・医療連携体制加算 (1日) 37円

\*利用者に対する日常的な健康管理、状態悪化に伴う医療機関（主治医）との連絡・調整を行います。

\*重度化した場合、本人及び家族との話し合いや意思確認を行い、要望に応じて看取り介護を適切に行います。

- ・サービス提供体制強化加算 (1日) 18円

\*職員体制において常勤換算、介護福祉士の割合が60%を占める際に加算致します。

- ・処遇改善加算 (1ヶ月につき+所定単位×155/1000)

\*介護職員の資質向上・キャリア形成を行い、労働環境を整備し賃金改善の水準を維持する目的による加算です。

- ・生活機能向上連携加算(1ヶ月) 200円

PT・OT・ST等が事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価(生活機能アセスメント)を共同しておこないます。

・退居時情報提供加算(1回) 250円

\*利用者様が退居し、医療機関に入院する場合、医療機関に対して、当該利用者様の同意を得て、当該利用者様の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者様の紹介を行ないます。

・寝具一式 (1ヶ月) 3,000円・水・光熱費 (1ヶ月) 10,300円

\*日常生活費（オムツ代、理美容代、医療費、食費）は実費となります。

\*居室料、水道、光熱費は入・退居の月は日割りとする。（また入院中や外泊時に  
おいては、居室料のみの日割り計算とします）

\*入居から30日間初期加算がかかります。

・請求書は毎月末に締め切り翌月上旬までに明細書を利用者代理人に  
お渡し致します。支払いを受けた後は領収書を交付致します。

(入居にあたっての留意事項)

1. 本事業所利用対象者は、要支援2以上の状態であって認知症にあり、  
且つ次の事項を満たす者とします。

- ①少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ②自傷他害の恐れがないこと。

2. 入居後に利用者の状態が変化し前項に該当しなくなった場合は退居  
してもらう場合もあります。

3. 喫煙、飲酒について

喫煙に関しては、全面的に禁止とします。

飲酒について希望の方は、面接時に申しでてもらい検討します。

4. 金銭管理は原則として家族管理とするが、利用者又は利用者代理人  
が何らかの理由で金銭管理が出来ない場合には社会福祉協議会の  
権利擁護事業等の公的機関に管理依頼をしておりますのでご了承  
下さい。

5. 面会時間

原則として、午前9時から午後21時までとします。

ただし、事前連絡により午後21時以降も対応致します。

6. 外出、外泊は事前に申し出ること。

7. 所持品の紛失事故防止の為、持ち込み品に必ず名前を記入。

また、補聴器や宝石類等の高額品の取り扱いには細心の注意を致し  
ますが、故障や紛失においての責任は負いかねますのでご留意下さい。

8. 宗教について

神仏用品の持ち込みの場合は、事前に申し出てもらい検討します。

9. 退居に関しては、利用者及び利用者代理人の意向を踏まえた上で  
サービス機関と協議し、介護の継続されるよう退居に必要な援助  
を行うよう努めます。

10. 利用者及び利用者代理人は、30日前までに事業所に対して退所  
通知して退居することが出来ます。

11. 利用者が要介護認定の更新で非該当、又は要支援1と認定された場合。

12. 利用者及び利用者代理人が、利用料の支払いが2ヶ月以上滞納した  
場合は、事業所はいつでも退居させることが出来ます。

(虐待防止について)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため  
次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する担当者を選定しています。

(虐待防止についての担当者：管理者 渡海 かすみ)

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について  
従業者に周知徹底を図っています。

2. 虐待防止のための指針の整備をしています。

3. 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

4. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・  
親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、  
速やかに、これを市町村に通報します。

(身体拘束について)

1. 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため  
緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を  
制限する行為を行わない。

2. 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び  
時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な  
事項を記録することとする。

3. 身体拘束等の適正化について、指針の整備と併せ、身体拘束適正化委員  
会にてその対策を検討するとともに、その結果について、職員に周知徹底  
を図るとともに、年2回の研修を実施する。

#### (感染症対策について)

施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1. 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会に隨時見直します。
2. 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を開催します。
3. その他関係通知の遵守徹底いたします。

#### (業務継続計画について)

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### (非常災害対策について)

1. 防火訓練の実施（初期消火・避難）
2. 緊急連絡網の活用
3. 地域住民、消防署・消防団との連携

#### (事故発生時の対応策)（別紙参照）

グループホーム虹が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスにより、事故が発生した場合は市町村、利用者の家族に連絡をし、医療連携機関において必要な対応を行います。

#### (緊急時等における対応方法)

利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、協力医療機関で受診し指示を仰ぐこととします。

#### [緊急時等の協力医療機関、福祉施設]

井上歯科医院

大村市宮小路1丁目262-11

牧山医院

大村市宮小路2丁目1408番地

(第三者評価の実施状況)

- ・直近の外部評価公表日（市町村が受理した日）： 令和 5 年 12 月 20 日
- ・実施した評価機関の名称：(特) ローカルネット日本評価支援機構
- ・評価結果の開示状況：開示している